

議案第62号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 八鹿第4分団旧消防車庫（国木）
所在 養父市八鹿町国木209番地3
構造 鉄筋コンクリートブロック造平屋建
延床面積 25.11平方メートル

(2) 土地

所在 養父市八鹿町国木209番3
地目 田
面積 35平方メートル

2 譲渡の相手方



国木区

区長 中島 健夫

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理し、住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第63号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 八鹿第7分団旧消防車庫（中村）
所在 養父市八鹿町小佐983番地6
構造 鉄筋コンクリートブロック造平屋建
延床面積 18.94平方メートル

(2) 土地

所在 養父市八鹿町小佐983番6
地目 田
面積 37平方メートル

2 譲渡の相手方

中村区

区長 山下 正紀

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理し、住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。